

王慈園ショートステイセンター 料金表

多 床 室

令和6年8月更新

○ 第4段階

第1段階 2段階 3段階② 3段階①以外の方（1割負担の方）

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,700	915	3,084	66
要支援2	561	18	1,700	915	3,194	81
要介護1	603	31	1,700	915	3,249	89
要介護2	672	31	1,700	915	3,318	98
要介護3	745	31	1,700	915	3,391	109
要介護4	815	31	1,700	915	3,461	118
要介護5	884	31	1,700	915	3,530	128

○ 第3段階②

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2、3段階①の方で合計所得金額+年金収入120万円超の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,300	430	2,199	66
要支援2	561	18	1,300	430	2,309	81
要介護1	603	31	1,300	430	2,364	89
要介護2	672	31	1,300	430	2,433	98
要介護3	745	31	1,300	430	2,506	109
要介護4	815	31	1,300	430	2,576	118
要介護5	884	31	1,300	430	2,645	128

○ 第3段階①

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2段階以外の方で年金収入80万円超 120万円以下の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,000	430	1,899	66
要支援2	561	18	1,000	430	2,009	81
要介護1	603	31	1,000	430	2,064	89
要介護2	672	31	1,000	430	2,133	98
要介護3	745	31	1,000	430	2,206	109
要介護4	815	31	1,000	430	2,276	118
要介護5	884	31	1,000	430	2,345	128

○ 第2段階

世帯全員が市民村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が80万円以下の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	600	430	1,499	66
要支援2	561	18	600	430	1,609	81
要介護1	603	31	600	430	1,664	89
要介護2	672	31	600	430	1,733	98
要介護3	745	31	600	430	1,806	109
要介護4	815	31	600	430	1,876	118
要介護5	884	31	600	430	1,945	128

○ 第1段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	300	0	769	66
要支援2	561	18	300	0	879	81
要介護1	603	31	300	0	934	89
要介護2	672	31	300	0	1,003	98
要介護3	745	31	300	0	1,076	109
要介護4	815	31	300	0	1,146	118
要介護5	884	31	300	0	1,215	128

多 床 室

令和6年8月更新

<2割負担の方>

○多床室

	介護保険 2割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	902	36	1,700	915	3,553	131
要支援 2	1122	36	1,700	915	3,773	162
要介護 1	1206	62	1,700	915	3,883	178
要介護 2	1344	62	1,700	915	4,021	197
要介護 3	1490	62	1,700	915	4,167	217
要介護 4	1630	62	1,700	915	4,307	237
要介護 5	1768	62	1,700	915	4,445	256

< 3 割負担の方>

○多床室

	介護保険 3割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	1353	54	1,700	915	4,022	197
要支援 2	1683	54	1,700	915	4,352	243
要介護 1	1809	93	1,700	915	4,517	266
要介護 2	2016	93	1,700	915	4,724	295
要介護 3	2235	93	1,700	915	4,943	326
要介護 4	2445	93	1,700	915	5,153	355
要介護 5	2652	93	1,700	915	5,360	384

* 上記の加算合計（31円）は夜勤職員配置加算（13円/日）サービス提供加算Ⅱ（18円/日）の合計です。要支援の方は夜勤職員配置加算は掛かりません。

生産性向上加算Ⅱ（10円/月）

* 上記の処遇改善加算は1日の料金になります。処遇改善加算（利用料+加算×14%）の費用は合計額に含まれていません。

* 送迎サービスを利用された場合1回（片道184円）送迎加算が掛かります。
（2割負担の方は×2 3割負担の方は×3）となります。

* 事業所体制変更やご利用者の身体の変化等により加算内容が変更される場合があります。

食費（第4段階） 朝食 400円 昼食 700円 夕食 600円（合計1,700円）

（第4段階以外の方） 朝食 400円 昼食 530円 夕食 515円（合計1,445円）

おやつ代（10時ジュース等15時おやつ）1日100円を頂きます（希望者）（上記利用料金には含まれていません）

○ 第4段階

第1段階 2段階 3段階② 3段階①以外の方（1割負担の方）

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,700	1,231	3,400	66
要支援2	561	18	1,700	1,231	3,510	81
要介護1	603	31	1,700	1,231	3,565	89
要介護2	672	31	1,700	1,231	3,634	98
要介護3	745	31	1,700	1,231	3,707	109
要介護4	815	31	1,700	1,231	3,777	118
要介護5	884	31	1,700	1,231	3,846	128

○ 第3段階②

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2、3段階①の方で合計所得金額+年金収入120万円超の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,300	880	2,649	66
要支援2	561	18	1,300	880	2,759	81
要介護1	603	31	1,300	880	2,814	89
要介護2	672	31	1,300	880	2,883	98
要介護3	745	31	1,300	880	2,956	109
要介護4	815	31	1,300	880	3,026	118
要介護5	884	31	1,300	880	3,095	128

○ 第3段階①

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2段階以外の方で年金収入80万円超 120万円以下の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	1,000	880	2,349	66
要支援2	561	18	1,000	880	2,459	81
要介護1	603	31	1,000	880	2,514	89
要介護2	672	31	1,000	880	2,583	98
要介護3	745	31	1,000	880	2,656	109
要介護4	815	31	1,000	880	2,726	118
要介護5	884	31	1,000	880	2,795	128

○ 第2段階

世帯全員が市民村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が80万円以下

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	600	480	1,549	66
要支援2	561	18	600	480	1,659	81
要介護1	603	31	600	480	1,714	89
要介護2	672	31	600	480	1,783	98
要介護3	745	31	600	480	1,856	109
要介護4	815	31	600	480	1,926	118
要介護5	884	31	600	480	1,995	128

○ 第1段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援1	451	18	300	380	1,149	66
要支援2	561	18	300	380	1,259	81
要介護1	603	31	300	380	1,314	89
要介護2	672	31	300	380	1,383	98
要介護3	745	31	300	380	1,456	109
要介護4	815	31	300	380	1,526	118
要介護5	884	31	300	380	1,595	128

<2割負担の方>

	介護保険 2 割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算 処遇改善
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	902	36	1,700	1,231	3,869	131
要支援 2	1,110	36	1,700	1,231	4,077	160
要介護 1	1,192	62	1,700	1,231	4,185	176
要介護 2	1,330	62	1,700	1,231	4,323	195
要介護 3	1,474	62	1,700	1,231	4,467	215
要介護 4	1,612	62	1,700	1,231	4,605	234
要介護 5	1,748	62	1,700	1,231	4,741	253

< 3 割負担の方 >

	介護保険 3 割負担			自費負担分			1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計		食費	居住費			
要支援 1	1353	93	+	1,700	1,231	➡	4,377	202
要支援 2	1683	93		1,700	1,231		4,707	249
要介護 1	1809	93		1,700	1,231		4,833	266
要介護 2	2016	93		1,700	1,231		5,040	295
要介護 3	2235	0		1,700	1,231		5,166	313
要介護 4	2445	0		1,700	1,231		5,376	342
要介護 5	2652	0		1,700	1,231		5,583	371

生産性向上加算Ⅱ（10円/月）

*送迎サービスを利用された場合1回（片道184円）送迎加算が掛かります。
（2割負担の方は×2 3割負担の方は×3）となります。

*事業所体制変更やご利用者の身体の変化等により加算内容が変更される場合があります。

食費（第4段階） 朝食 400円 昼食 700円 夕食 600円（合計1,700円）

(第4段階以外の方) 朝食 400円 昼食 530円 夕食 515円 (合計1,445円)

おやつ代（10時ジュース等15時おやつ）1日100円を頂きます（希望者）（上記利用料金には含まれていません）

王慈園ショートステイセンター 料金表

ユ ニ ッ ト 型 空 床

令和6年8月更新

○ 第4段階

第1段階 2段階 3段階② 3段階①以外の方（1割負担の方）

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援1	529	30	1,700	2,066	4,325	78
要支援2	656	30	1,700	2,066	4,452	96
要介護1	704	48	1,700	2,066	4,518	105
要介護2	772	48	1,700	2,066	4,586	115
要介護3	847	48	1,700	2,066	4,661	125
要介護4	918	48	1,700	2,066	4,732	135
要介護5	987	48	1,700	2,066	4,801	145

○ 第3段階②

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2、3段階①の方で合計所得金額+年金収入120万円超の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援1	523	30	1,300	1,370	3,223	77
要支援2	649	30	1,300	1,370	3,349	95
要介護1	696	48	1,300	1,370	3,414	104
要介護2	764	48	1,300	1,370	3,482	114
要介護3	838	48	1,300	1,370	3,556	124
要介護4	908	48	1,300	1,370	3,626	134
要介護5	976	48	1,300	1,370	3,694	143

○ 第3段階①

世帯全員が市民村民税世帯非課税で利用者負担1、2段階以外の方で年金収入80万円超 120万円以下の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援1	523	30	1,000	1,370	2,923	77
要支援2	649	30	1,000	1,370	3,049	95
要介護1	696	48	1,000	1,370	3,114	104
要介護2	764	48	1,000	1,370	3,182	114
要介護3	838	48	1,000	1,370	3,256	124
要介護4	908	48	1,000	1,370	3,326	134
要介護5	976	48	1,000	1,370	3,394	143

○ 第2段階

世帯全員が市民村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が80万円以下の方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援1	523	30	600	880	2,033	77
要支援2	649	30	600	880	2,159	95
要介護1	696	48	600	880	2,224	104
要介護2	764	48	600	880	2,292	114
要介護3	838	48	600	880	2,366	124
要介護4	908	48	600	880	2,436	134
要介護5	976	48	600	880	2,504	143

○ 第1段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険1割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援1	523	30	300	880	1,733	77
要支援2	649	30	300	880	1,859	95
要介護1	696	48	300	880	1,924	104
要介護2	764	48	300	880	1,992	114
要介護3	838	48	300	880	2,066	124
要介護4	908	48	300	880	2,136	134
要介護5	976	48	300	880	2,204	143

ユ ニ ッ ト 型 空 床

令和6年8月更新

<2割負担の方>

○

	介護保険 2割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援 1	1058	60	1,700	2,066	4,884	157
要支援 2	1,110	60	1,700	2,066	4,936	164
要介護 1	1,192	96	1,700	2,066	5,054	180
要介護 2	1,330	96	1,700	2,066	5,192	200
要介護 3	1,474	96	1,700	2,066	5,336	220
要介護 4	1,612	96	1,700	2,066	5,474	239
要介護 5	1,748	96	1,700	2,066	5,610	258

< 3 割負担の方>

○

	介護保険 3割負担		自費負担分		1日の利用料金	1日の処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費		処遇改善
要支援 1	1587	90	1,700	2,066	5,443	235
要支援 2	1968	90	1,700	2,066	5,824	288
要介護 1	2112	144	1,700	2,066	6,022	316
要介護 2	2316	144	1,700	2,066	6,226	344
要介護 3	2541	144	1,700	2,066	6,451	376
要介護 4	2754	144	1,700	2,066	6,664	406
要介護 5	2961	144	1,700	2,066	6,871	435

* 上記の加算合計（48円）は夜勤職員配置加算（18円/日）サービス提供加算Ⅱ（18円/日）の看護体制加算Ⅰ（4円/日）Ⅱ（8円/日）合計です。要支援の方は夜勤職員配置加算は掛かりません。
生産性向上加算Ⅱ（10円/月）

* 上記の処遇改善加算は1日の料金になります。処遇改善加算（利用料+加算×14%）
の費用は合計額に含まれていません。

* 送迎サービスを利用された場合1回（片道184円）送迎加算が掛かります。
（2割負担の方は×2 3割負担の方は×3）となります。

* 事業所体制変更やご利用者の身体の変化等により加算内容が変更される場合があります。

食費（第4段階） 朝食 400円 昼食 700円 夕食 600円（合計1,700円）

（第4段階以外の方） 朝食 400円 昼食 530円 夕食 515円（合計1,445円）

おやつ代（10時ジュース等15時おやつ）1日100円を頂きます（希望者）（上記利用料金には含まれていません）

★居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載の食費、居住費の負担限度額になります。

※利用料金は次のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口での現金払い

② 指定口座への振り込み

中国銀行児島支店 普通預金2502629

社会福祉法人 王慈福祉会 理事長 胡谷俊樹

フク) オウジフクシカイ リジチョウ エビスダニトシキ

指定口座からの引き落とし

利用可能な金融機関；中国銀行 ゆうちょ銀行

2 職員体制等

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 王慈福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号 |
| (3) 電話番号 | 086-473-9000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 胡谷 俊樹 |
| (5) 設立年月 | 平成6年6月1日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム王慈園（従来型）
倉敷市指定3370201182号・平成12年4月1日指定
短期入所生活介護 王慈園ショートステイセンター
倉敷市指定3370201315号・平成12年4月1日指定
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム王慈園（ユニット型）
倉敷市指定3370207239号・平成18年4月1日指定 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム王慈園（従来型）特別養護老人ホーム王慈園（ユニット型）
王慈園ショートステイセンター |
| (4) 施設の所在地 | 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号 |
| (5) 電話番号 | 086-473-9000 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 松尾隆司 |
| (7) 当施設の運営方針 | |

「こころゆたかに、すこやかに。」

生まれてきたからには、誰もが幸せに満ちた人生を生きてほしい。

力強く重ねてきたその年輪を、大きな尊厳と誇りで満たしてほしい。

一日の終わりに、また明日が待ち遠しくなるような気持ちになってほしい。

そのために私たちはお手伝いをしてまいります。

- (8) 開設年月 平成7年4月1日
 (9) 入所定員 従来型 50人 ユニット型 30人 (ショートステイ 20人)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	48室 (内ユニット型30)	ショートステイ7床
2人部屋	3室	ショートステイ2床
3人部屋	2室	ショートステイ2床
4人部屋	10室	ショートステイ9床
合 計	33室	
食堂	4室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 各種物理療法装置、階段、マット、ホットパック、牽引器他
浴室	5室	機械浴・特殊浴槽、チェアーインバス
医務室	1室	

上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

- ☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備・備品

- ☆ 通常の送迎地域（倉敷市）を超えて行う送迎の費用（契約書第12条）

超える1kmにつき15円

- ☆ 理美容代 実費

- ☆ 日常生活費ならびにその他の便宜的費用（契約書第12条）

個人の新聞、雑誌、嗜好品、化粧品、電話、日用品等	実費
希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する費用 (クラブや行事の材料費 等)	実費
健康管理費 (インフルエンザ予防接種費用 等)	実費
私物の外部クリーニング費用	実費
個人の記録等のコピー費用	1枚10円

おやつ代（希望者のみ）

1日100円

持ち込み電気機器光熱費

テレビ

1日22円

パソコン（デスクトップ型）

1日5円

パソコン（ノート型）

1日2円

冷蔵庫

1日30円

インターネット使用料

1ヶ月100円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用希望の際は、ご契約者に別途実費をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	勤務体制
1. 医師	原則として月、木曜日 14:00-
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:30 3名 日中： 8:30～20:30 8～10名 夜間： 17:00～09:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 8:00～17:30 1～4名 日中： 10:00～19:00 1名
4. 機能訓練指導員	看護職員に準じます 1名
5. 生活相談員	日中： 8:30～17:30 1名～2名
6. 介護支援専門員	日中： 8:30～17:30 1名～2名

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※介護・看護職員合計25名以上

〈主な職種の勤務体制〉

☆土日とは上記と異なります。

職種		指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	25 以上	※名
3. 生活相談員	2	1名
4. 看護職員	4 以上	※名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 医師	非常勤	必要数
7. 管理栄養士	1	1名

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額及び居住費を除き通常8割～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 居室の提供

ご利用者のご希望で個室、多床室を選ぶことができます（居住費は利用された居室ごとに料金が違います）。またご利用者の心身状況や利用予定期間の空き部屋状況等によりご希望に添えないことがあります。

② 食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

またご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：8:00～9:00 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

③入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

ご利用者の利用期間や心身状況などにより入浴回数や時間帯に変更がある場合があります。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

緊急時や急変の場合は、速やかにご家族へ連絡し迅速な対応につとめます。

⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

3 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の3か月前から受け付けております。

4 利用料金キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用日の前々日まで	無料
利用日の前日まで	利用者負担金の50%
利用当日	利用者負担金の100%（利用当日分）

食事料金キャンセル料

利用前日の午前10時以降のキャンセルにつきましては原則、食費費用を頂くことになります。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕施設長 松尾隆司

○受付時間 毎日 9:00-18:00

また、苦情受付ボックスを事務所受付に設置しています。

① 倉敷市役所介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640
② 倉敷市役所指導監査課	電話番号 ①086-426-3343 ②086-426-3297
	受付時間 8:15~17:15 (国民の祝日をのぞく月~金)
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号 086-223-8811
	受付時間 8:30~17:00 (国民の祝日をのぞく月~金)
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1
	電話番号 086-226-9400
	受付時間 9:00~17:00 (国民の祝日をのぞく月~金)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

(3) 第三者委員

氏名 藤島浩二 086-473-2246

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 生活相談員 氏名 久米智紀 尾藤弘章）から
上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和____年____月____日

契約者 住所 _____

氏名 _____

契約者の家族 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 3, 167. 44㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 王慈園ショートステイセンター 定員20名

[通所介護] 王慈園デイサービスセンター

[居宅介護支援事業] 王慈総合ケアセンター

[訪問介護] 王慈園ホームヘルパーステーション

[障がい者支援施設] 王慈療護園

[身体障がい者支援施設エンゼル(生活介護)]

[児童デイサービス] エンゼルくらぶ

[岡山県指定訪問介護員養成研修事業]

[岡山県指定難病患者等ホームヘルパー2級養成事業]

[福祉有償運送事業]

[倉敷市琴浦中保育園]

[琴浦高齢者支援センター]

[地域密着型特別養護老人ホーム] ベネヴィータ王慈

[短期入所生活介護] ベネヴィータ王慈ショートステイセンター

[小規模多機能型居宅介護事業所] 十王堂おうじ

[障がい者支援施設] ベネヴィータ王慈 相談支援センター王慈

(4) 施設の周辺環境

倉敷市児島の文教地区にあり、いずれも徒歩5分圏内に、小学校、幼稚園、保育園、憩いの家、八百屋等があります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員または看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
常勤換算で1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

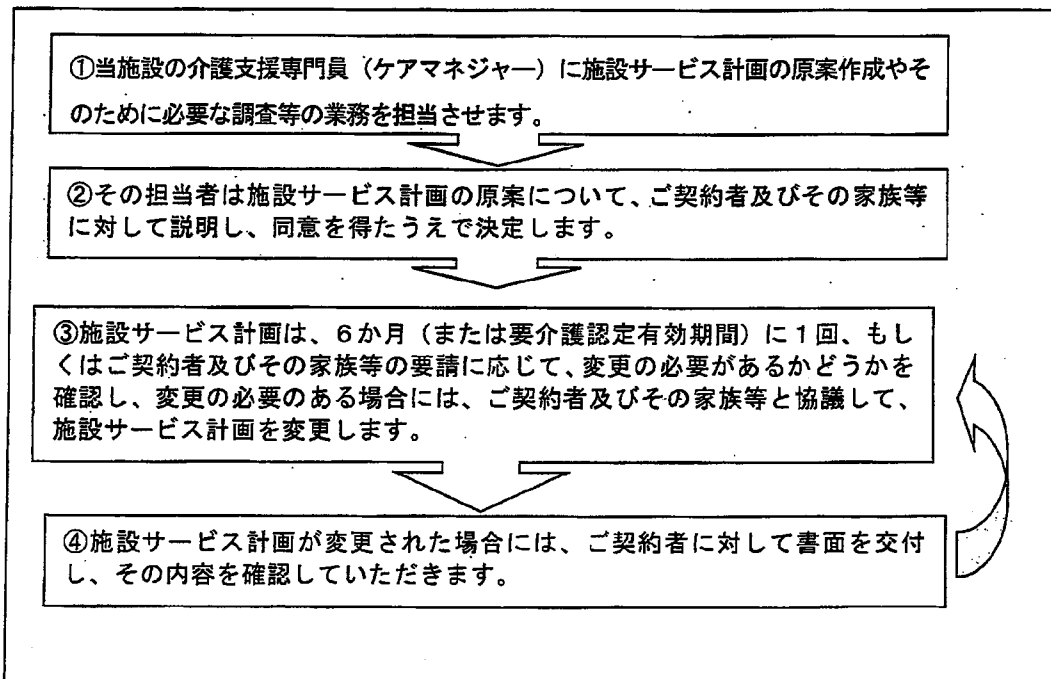
介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名以上の介護支援専門員を配置しています。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（非常勤）を配置しています。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
（契約書第7条参照）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

(1) 留意事項等

「王慈園ショートステイ利用の手引き」をご覧ください。

(2) 面会

面会時間 8:30～19:30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、利用者あて差し入れにつきましては、利用者の安全の観点から一度職員に声をかけてください。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 19 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害・事故等については、事業者は速やかに市町村ならびにご家族に通知するとともに、必要な措置を行い、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

